

# 減免制度について

保険料の納付義務を負う世帯主又はその世帯に属する国民健康保険被保険者が、下記のいずれかに該当し、生活が著しく困難となり、保険料の減免が必要と認められた時、申請により当該年度の保険料の全部又は一部が減額される制度のことです。  
(高石市国民健康保険条例第27条) **減免を受ける場合には、別途申請が必要です。**

減免基準	減免事由	減免割合	必要書類	
居住する住宅が災害により著しい被害を受けた	全壊等	所得割・応益割の100%	減免申請書	
	半壊等	所得割・応益割の70%	被災証明書 または 罹災証明書	
	火災による水損又は床上浸水	所得割・応益割の50%		
事業又は業務の不振 休業 失業等により所得が減少	被保険者全員の合計所得見込金額の減少率	100%減少	所得割の100%	減免申請書
		90~100%未満	所得割の90%	+
		80~90%未満	所得割の80%	収入状況報告書 (市役所にてご用意しますのでお問い合わせください)
		70~80%未満	所得割の70%	+
		60~70%未満	所得割の60%	事実を証明できる書類 (離職票、廃業届等)
		50~60%未満	所得割の50%	+
		40~50%未満	所得割の40%	事実発生後の収入減少がわかる書類 (収入明細書等)
		30~40%未満	所得割の30%	
拘禁	刑事施設、労役場その他これに準ずる施設に拘禁	保険給付を受けられない期間の保険料	減免申請書 + 収容証明書等	
旧被扶養者	社会保険等の被保険者本人が後期高齢者医療制度へ移行することにより扶養されていた方(65歳以上の方)が国保へ加入する場合	・所得割の100% ・均等割の50% ・平等割の50% (平等割の減額は旧被扶養者だけで構成される世帯のみ)	減免申請書  均等割、平等割の減免について ・5割軽減または7割軽減に該当する世帯は、減免適用不可。 ・2割軽減に該当する世帯は、減免(軽減)合計が5割になるように計算されます。 ・減免期間は資格取得から2年間のみ 所得割の減免は当分の間、適用となります。	

- 申請期限は**減免を受けようとする月の納期限まで**です。
- 特段の事由がない限り、**申請があった月以降の保険料が減免の対象**となります。
- **令和5年度中に減免を受けている方でも引き続き、減免を受ける場合、新たに申請が必要です。**
- 上記、減免要件に該当した場合は、保険料決定通知の減免額欄への記載をもって通知させていただきます。  
減免制度の詳細につきましては、市役所へお問い合わせください。

## 保険料を滞納すると・・・

特別な事情がないのに保険料を滞納すると、未納期間に応じて高額療養費のほか、出産育児一時金、葬祭費などの給付を受けることができない場合があります。また、保険料の滞納が続く場合は、預貯金や生命保険などの財産調査や勤務先への給付照会を行い、財産や給与を差し押さえることがあります。納付方法の相談や減額等が可能な場合がありますので、納付が困難な場合は、早めに窓口でご相談ください。